

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【公開番号】特開2019-54727(P2019-54727A)

【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2018-239980(P2018-239980)

【国際特許分類】

H 02 K 15/02 (2006.01)

H 02 K 1/06 (2006.01)

H 02 K 1/18 (2006.01)

B 21 D 28/02 (2006.01)

【F I】

H 02 K 15/02 E

H 02 K 15/02 F

H 02 K 1/06 Z

H 02 K 1/18 B

B 21 D 28/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月24日(2019.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

帯状の金属板の幅方向に並ぶ第1～第N(Nは2以上の自然数)の位置において、所定の第1～第Nの打ち抜き形状に沿って前記金属板を打ち抜いて、前記第1～第Nの打ち抜き形状にそれぞれ対応する第1～第Nの打ち抜き部材を形成する第1の工程と、

複数の前記打ち抜き部材を積層して積層体を形成する第2の工程とを含み、

前記第1～第Nの打ち抜き部材にはそれぞれ、前記第2の工程での積層時において互いに重なり合う位置に、凹状又は凸状を呈する複数の異形部が形成されており、

前記第k(kは1～Nの自然数)の打ち抜き部材の形状と前記第m(mは1～Nで且つm-kを満たす自然数)の打ち抜き部材の形状とが相互に一致しないように、前記第kの打ち抜き部材における前記複数の異形部のうち少なくとも一つの異形部の形状又は配置が、前記第mの打ち抜き部材における前記複数の異形部のうち少なくとも一つの異形部の形状又は配置と異なっている、積層鉄心の製造方法。